

## 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項について適切な措置をとられるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例及び教育職員の給与に関する条例の改正

#### 期末手当

- (1) 令和3年12月に支給される期末手当の支給割合を、再任用職員以外の職員にあっては1.125月分（特定幹部職員にあっては、0.925月分）とし、再任用職員にあっては0.625月分（特定幹部職員にあっては、0.525月分）とすること。
- (2) 令和4年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を、再任用職員以外の職員にあってはそれぞれ1.2月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.0月分）とし、再任用職員にあってはそれぞれ0.675月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

### 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

#### 期末手当

- (1) 令和3年12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
- (2) 令和4年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

#### 期末手当

- (1) 令和3年12月に支給される期末手当の支給割合を1.575月分とすること。
- (2) 令和4年度以降については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から実施すること。